守谷市地域包括支援センター運営協議会
R8－2（R8.9.28）資料№4

第10期　守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

＜素　案＞
抜粋

令和８年８月

《目　次》

第１章　計画策定にあたって……1
　第１節　計画策定の趣旨と背景……1
　第２節　計画の位置づけ……2
　第３節　計画の期間……3
　第４節　計画の策定体制……3
　第５節　計画の達成状況……4
　第６節　事務・事業評価と事業の見直し……4
　第７節　計画策定に当たっての基本的な視点……5

第２章　守谷市の高齢者を取り巻く状況と課題……6
　第１節　高齢者の現状……6
　第２節　介護保険給付等の実績……17
　第３節　アンケートから見た守谷市の現状……22
　第４節　地区ごとに見た守谷市の特徴……47
　第５節　第 10 期計画における課題……58

第３章　計画の基本理念と基本的方向……60
　第１節　計画の基本理念……60
　第２節　計画の基本目標……62
　第３節　計画の体系……64
　第４節　日常生活圏域の設定……65
　第５節　本計画におけるＳＤＧｓの取組……66

第４章　施策の展開……67
　第１節　高齢者が元気で自立した生活ができるための支援……67
　第２節　高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり……72
　第３節　高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供……79
　第４節　認知症になっても自分らしく生活できる社会の実現（認知症施策推進計画）……84

第５章　介護保険事業の円滑な実施……87
　第１節　サービス見込み量の推計の手順……87
　第２節　高齢者人口等の推計……88
　第３節　居宅介護（予防）サービス……89
　第４節　地域密着型サービス……97
　第５節　施設サービス……99
　第６節　介護予防・日常生活支援総合事業……101
　第７節　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等……102

第８節　介護給付・介護予防給付の適正化.....103
第９節　保険料の算出.....104
第 10 節　低所得者への支援策.....109
第 11 節　サービスの円滑な提供を図るための方策.....110

資料編.....112

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨と背景

内閣府より発表された「令和７年度版高齢社会白書」によると、令和６（2024）年 10 月１日現在の日本の総人口は１億 2,380 万人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者は 3,624 万人、高齢化率は 29.3%となっています。日本の 65 歳以上の高齢者数は増加を続けており、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には、生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）の減少が加速する中でピークを迎えると予測されています。

守谷市（以下、「本市」）においては、令和８（2026）年４月１日現在、高齢者は 17,229 人、高齢化率は 24.3%と約４人に１人は高齢者となっています。今後も少子高齢化による高齢化率の上昇とともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加、生産年齢人口（15～64 歳）の減少が見込まれており、高齢者人口の増加に伴う医療・介護・年金等の社会保障費の増加が懸念されることから、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

また、介護の需要がさらに増加し、多様化することが想定される一方で、地域の高齢者を支える介護の担い手が不足することも想定されます。

本市では、介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組み、中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備し、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

こうした中、令和６（2024）年３月に策定した「第９期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が令和８（2026）年度をもって終了することから、新たに令和９年（2027）度を初年度とする「第 10 期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第 10 期計画」）を策定するものです。

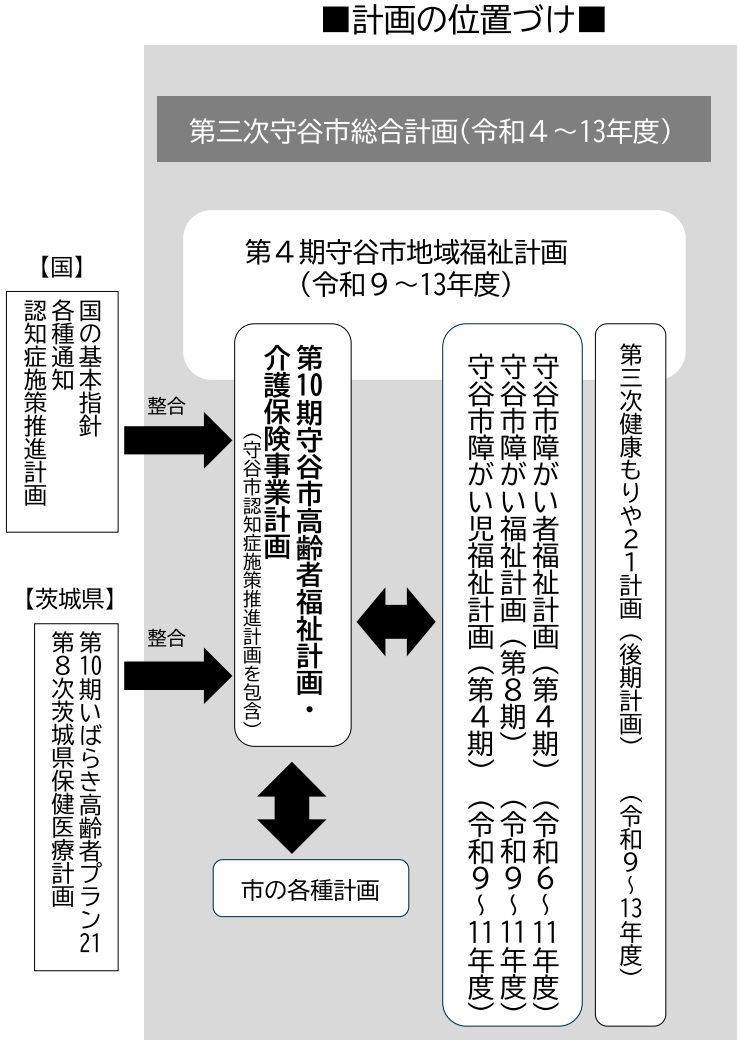
第２節　計画の位置づけ

第 10 期計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に規定する「市町村認知症施策推進計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置付けられるものです。

第 10 期計画は、「第三次守谷市総合計画（後期基本計画）」及び「第４期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「守谷市障がい者福祉計画（第４期）・守谷市障がい福祉計画（第８期）・守谷市障がい児福祉計画（第４期）」や「第三次健康もりや 21 計画」等、本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

また、茨城県が策定する「第 10 期いばらき高齢者プラン 21」及び「第８次茨城県保健医療計画」との連携を図って策定しています。

■計画の位置づけ■



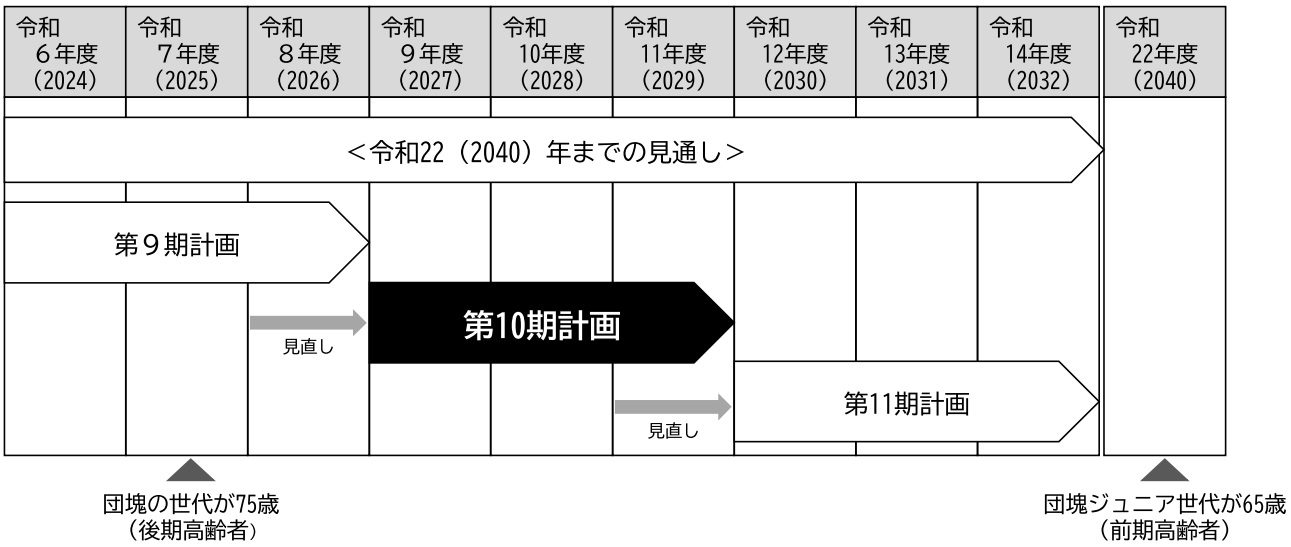
※「守谷市成年後見制度利用促進基本計画」は、「第４期守谷市地域福祉計画・守谷市地域福祉活動計画」に包含されました。

第３節　計画の期間

第 10 期計画の期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間とします。

また、高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年に向けたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。

■計画の期間■



第４節　計画の策定体制

（１）守谷市保健福祉審議会（地域包括ケアシステム分科会を含む）

保健・医療・福祉団体の関係者、学識経験者、市民等で構成される本審議会において、計画の方向性や内容等について協議しました。

（２）守谷市地域包括支援センター運営協議会

第 10 期計画に掲げる事業に関し、意見を聴取しました。

（３）市民の意見反映

介護保険及び保健・医療・福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ、被保険者である市民の意見を反映させるために、守谷市保健福祉審議会（地域包括ケアシステム分科会を含む。）での検討に加え、アンケートとして「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。また、パブリックコメントによる市民の意見を聴取しました。

（４）国や県等との調整

第 10 期計画は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、茨城県等と調整したうえで策定しました。

第５節　計画の達成状況

第 10 期計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握することが重要になります。

そのため、第 10 期計画については、〇〇〇〇協議会（現在検討中）において、毎年度進捗状況の評価を行い、その進行を管理していきます。

介護保険給付においては、要支援・要介護認定者の状況を常に把握し、介護施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、更には介護保険サービス事業所の事業に関する意向等を確認しながら、次期計画の策定に合わせて計画の達成状況を点検・評価します。

第６節　事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。第 10 期計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標を基に、毎年の進捗状況を庁内で点検し、課題の整理や改善への取組を行います。その結果を基に、ＰＤＣＡサイクルでより効率的かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

第７節　計画策定に当たっての基本的な視点

介護保険制度については、３年ごとに大きな見直しが行われています。第 10 期計画における基本的な視点は以下の通りです。

（１）介護保険サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計について

第 10 期計画及び中長期的なサービス提供体制の確保に向けた議論の基礎となる地域のサービス提供の実態や課題及び中長期的な状況について、市は、市全体及び地区・地域別の状況を確認する。その際、サービス見込量は、令和 22（2040）年度を含む中長期的な推計を行う。

（２）医療・介護連携の推進について

令和 22（2040）年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者が増加することを踏まえ、適切な医療・介護保険サービスの受け皿を確保するため、令和 22（2040）年に向けた医療・介護連携に係る提供体制等について検討を行う。

（３）高齢者向け住まいの設置状況等の勘案について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、第 10 期計画の策定においては、これらの入居定員総数や、要介護者の人数、利用状況等も踏まえて、介護ニーズの見込み等を定める。

（４）介護人材確保等の取組について

介護保険サービス需要が更に高まる一方で、生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護保険サービスの提供やその体制の確保のため、人材確保について県と連携していく。

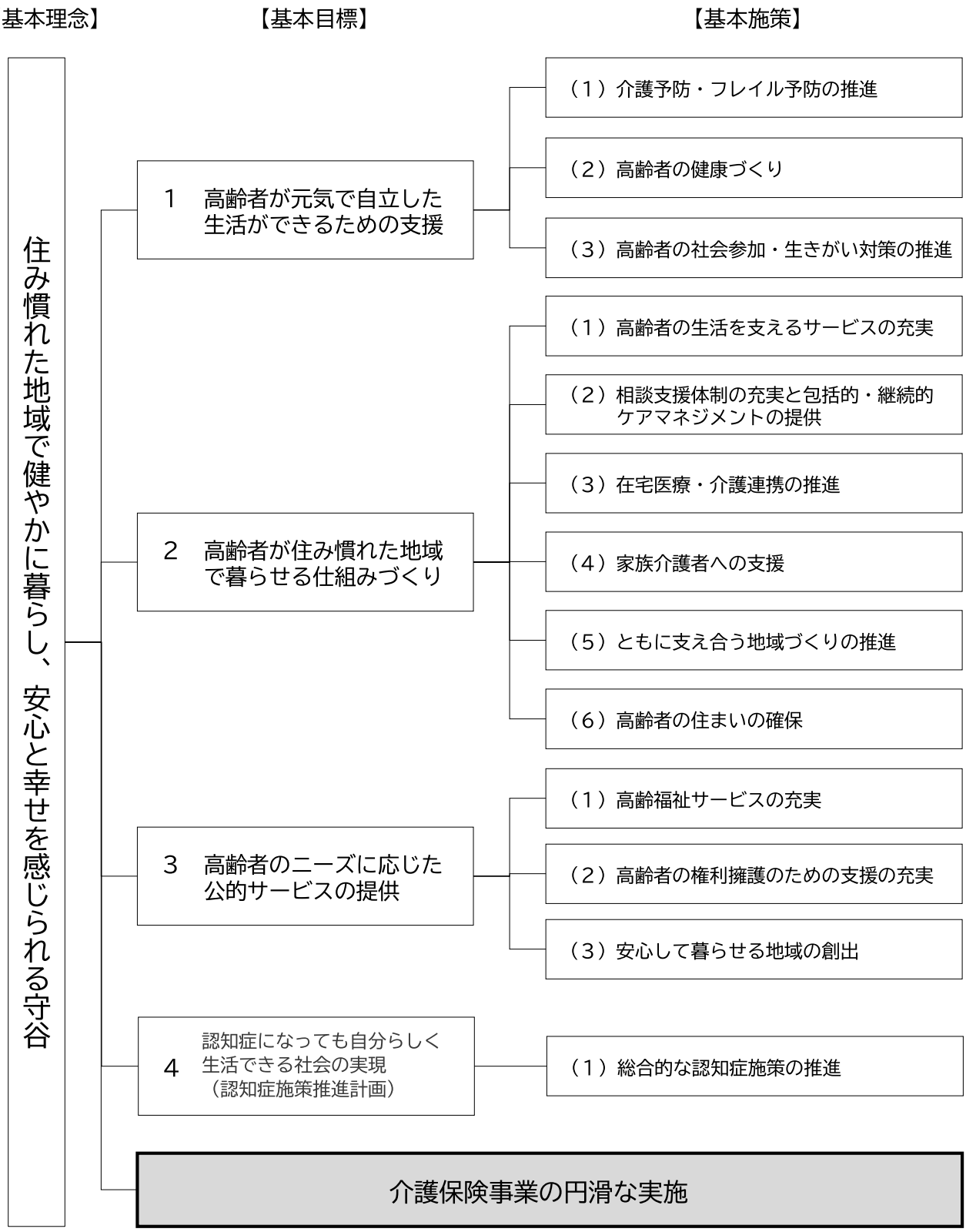
また、介護保険サービス事業所の人材の確保等を目的に、介護人材確保対策事業を継続していく。

（５）認知症施策の推進について

認知症の人の社会参加の場や必要な保健医療サービス及び福祉サービス等について、データを活用して現状を確認し、共生社会を実現するために必要な今後の具体的な取組を検討する。

また、認知症の人や家族等と出会い、対話し、意見を交換して認識の共有を図るとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５（2023）年法律第 65 号）及び認知症施策推進基本計画（令和６（2024）年 12 月３日閣議決定）の基本的施策に基づき第 10 期計画を策定する。

第３節　計画の体系


【基本理念】
【基本目標】
【基本施策】
住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷
1　高齢者が元気で自立した生活ができるための支援
（1）介護予防・フレイル予防の推進
（2）高齢者の健康づくり
（3）高齢者の社会参加・生きがい対策の推進
2　高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり
（1）高齢者の生活を支えるサービスの充実
（2）相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供
（3）在宅医療・介護連携の推進
（4）家族介護者への支援
（5）ともに支え合う地域づくりの推進
（6）高齢者の住まいの確保
3　高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供
（1）高齢福祉サービスの充実
（2）高齢者の権利擁護のための支援の充実
（3）安心して暮らせる地域の創出
4　認知症になっても自分らしく生活できる社会の実現（認知症施策推進計画）
（1）総合的な認知症施策の推進
介護保険事業の円滑な実施

（２）相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供

本市では、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の総合的な相談支援と、医療・介護・介護予防・生活支援などを一体的に提供する包括的・継続的なケアマネジメントを推進しています。

また、個別ケースの検討を通じて、地域課題の解決を目指していきます。

No	取組	概要	担当課
1	地域包括支援センターによる総合相談	高齢者の身近な相談窓口として相談しやすい環境をつくり、高齢者の多様化する生活課題に対して解決に努めます。関係機関や関係部署等と連携し、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図り、問題解決に向けて取り組みます。	地域包括支援センター 健幸長寿課
2	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて必要な社会資源を適切に活用し、地域の連携、協力体制を整備します。 また、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護職員等のスキルアップのため、課題となる内容に即した研修を定期的に行います。	地域包括支援センター 健幸長寿課
3	地域ケア会議の実施	自立支援を目的とした地域ケア個別会議のほか、困難となるケースについては関係機関と協議の場を設け、個別課題の解決を図ります。 また、個別課題から導き出される地域での課題を関係機関と共有し、検討する場を設けます。	地域包括支援センター 健幸長寿課
4	地域包括支援センター事業評価の実施	全国統一の評価指標を用いて業務の状況や量等の程度を把握するとともに、事業の評価、点検を行います。	地域包括支援センター 健幸長寿課

【成果指標】

指標名	単位	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
総合相談対応件数	件	4,800	5,000	5,200
地域ケア個別会議 検討事例件数	件	調整中		